

**制度設計に係る主な考え方の整理**  
(これまでの委員からの意見を類型化したもの※)

職務発明に係る 特許を受ける権利の帰属	請求権の有無・性格	インセンティブ付与を 実質的に担保するため の規律	インセンティブ算定 の考慮要素
(A) 発生時から従業者に帰属 (従業者当然帰属)	(1) 法定請求権 対価 補償 報償 等	(α) インセンティブ 基準適合義務	(ア) 手続面及び実体面
(B) 発生時から使用者に帰属 (使用者当然帰属)	(2) 契約、勤務規則そ の他の定めに基づく 請求権	(β) 外部委員会の承認	(イ) 手続面のみ
(C) 発生時にいったん従業者に 帰属し、使用者による特段の行 為を要せず使用者に承継 (使用者法定承継)	(3) 請求権無し	(γ) 契約、勤務規則そ の他の定め公表	(ウ) 実体面のみ
			(エ) 法的規律無し

※注 法制的な実現可能性は精査する必要がある。